

浪江町生活支援バス 南相馬市循環便運行業務委託仕様書

この仕様書は、浪江町生活支援バス南相馬市循環便運行業務（以下「業務」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務概要

- (1) 業務名称 浪江町生活支援バス 南相馬市循環便運行業務委託
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務目的 南相馬市に整備された復興公営住宅等に居住する町民（平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録をしており、現在は転出している者を含む）の輸送

2 業務内容

- (1) 別紙「経路図」及び「時刻表」のとおり町民を輸送すること。また、利用者の乗降は原則、別紙「時刻表」の停車場所とするが、安全が確認された場合は経路上に限り停車場所でない場所での乗降も可能とする。
- (2) 利用者が町民であるか確認すること。
- (3) 事前に告知せず運休となった場合に、運休連絡の申込を行った利用者へ連絡すること。
- (4) 乗降時及び輸送時の町民の安全を確保すること。
- (5) 運転手の確保及び管理に関すること。
- (6) その他、業務上必要と認められること。

3 運行車両

- (1) 受託者が使用権限を有するものとする。（他の一般旅客自動車運送事業において使用している車両と併用することも可とする。）
- (2) 乗車定員14名のハイエースコムータータイプであること。
- (3) 高齢者に配慮し、乗降補助の手すり及びステップを有しており、乗降口は運転席での操作により自動開閉する装置を備えたものであること。
- (4) 車両の台数は、1台とする。

4 年間運行計画

(1) 運行予定日

運行予定日は次のとおりとする。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は運行しないものとする。

- ① 毎週月曜日、水曜日及び金曜日の週3日の運行とする。
- ② 年間運行予定日数は145日とする。

(2) 運行予定日の変更

運行予定日は、年度の途中で縮減する場合がある。

(3) 運行経路の変更

運行区間及び経路の変更は、委託者と受託者が協議して行うものとする。

5 運行の条件

(1) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令を遵守するとともに、委託者の業務履行上の指示に従い、業務の履行を確保しなければならない。

(2) 受託者は、道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けていなければならない。

(3) 受託者は、過去1年間のうちに国土交通省からの処分を受けていない者でなければならない。

(4) 受託者は、運行管理業務又は旅客運送経験を有する心身ともに健康な者を運転手として確保しなければならない。なお、交代できる体制を確保し、体調不良の者及び感染症の疑いのある者は従事させないようにすること。

(5) 受託者は、契約締結後速やかに運転手の指導及び緊急時、その他必要な時の連絡調整における責任者を定め、委託者に通知するものとする。

(6) 受託者は、本業務にかかる問い合わせや苦情等に対して、誠意を持って対応しなければならない。なお、苦情等があった場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。

(7) 受託者は、この業務の履行にあたり、業務に使用する車両について次の基準以上の自動車保険へ加入し、加入を証明する書面の写しを業務開始までに委託者へ提出するものとする。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 無制限

・搭乗者傷害 1名につき 1,000 万円

6 運行の中止

受託者は、天災地変その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、委託者の指示により運行を中止することができる。

7 緊急時の対応

受託者は、交通事故及び災害、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ、又は生じる恐れがあるときは、現場確認などにより状況を確認するとともに、速やかに委託者へ連絡し、適切な処置をとらなければならない。事故発生により運行に支障が生じた場合には、受託者は速やかに委託者に報告書を提出しなければならない。

8 損害の賠償

受託者は、本業務において利用者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理・解決しなければならない。また、その結果について速やかに書面により委託者に報告しなければならない。

9 車両の運行管理

- (1) 受託者は、業務日ごとに業務報告書を作成し、月毎に実績報告書としてまとめ、運行月の翌月 10 日までに委託者へ提出すること。
- (2) 委託者は、受託者に対し、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求めるとともに、本業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

10 委託料

- (1) 委託料は、令和 7 年 9 月 26 日付け国土交通省東北運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」に基づいて計算すること。
- (2) 燃料費の高騰など受託者の責に帰さない事由により運行経費が増加した

場合は、別途協議するものとする。

(3) 運行予定日の縮減をした場合、委託費は減額するものとする。

1.1 その他

(1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。本業務の委託終了後においても同様とする。

(2) 受託者は受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議し、事前に書面により承認を得たときにはこの限りではない。

(3) 契約書及び仕様書に明示のない事項、又は疑義を生じた事項については委託者と受託者の双方が誠意をもって協議のうえ定めるが、業務中に当該事項が発生した場合は、現場の状況に応じ受託者が誠意を持って対応するものとする。